

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後 第二百四十五条 略 2・3 略 4 前三項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる事務部局の組織に置くことができるものとし、その職務は、当該下欄に定めるところによる。	番号 一〇四	職 略	事務部局の組織 略	職務 略
	番号 五	次長 略	自治研修所、保健所、精神保健福祉センター、食肉衛生検査所、動物愛護センター、家畜保健衛生所 略	略
	番号 六〇五	略	略	略
	番号 十九	略	略	略

改正前 第二百四十五条 略 2・3 略 4 前三項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる事務部局の組織に置くことができるものとし、その職務は、当該下欄に定めるところによる。	番号 一〇四	職 略	事務部局の組織 略	職務 略
	番号 五	次長 略	自治研修所、保健所、 略	略
	番号 六〇五	略	食肉衛生検査所、動物愛護センター、家畜保健衛生所 略	略
	番号 十九	略	略	略

附 則
この規則は、令和四年七月一日から施行する。